

2025年10月20日

日米科学技術協力事業（高エネルギー物理学）

2026年度研究課題募集要項

※現時点では米国側の公募実施の有無は未定であり、共同公募となるかは不明です。本公募は日本側から先行して開始します。米国側での公募が実施されるかどうかについては、改めてお知らせします。

日米科学技術協力事業（高エネルギー物理学）は、日米両国間の高エネルギー物理学分野の研究及び技術交流を促進する目的で、1979年より開始され、現在は、「科学技術における研究開発のための協力に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定（昭和63年（1998年）6月20日締結）」に基づいて実施されている研究開発事業です。

本事業の具体的な実施については、「エネルギー分野及びこれに関する分野における研究開発のための協力に関する文部科学省とアメリカ合衆国エネルギー省（DOE）の間の実施取極（2013年4月30日締結）」及び高エネルギー加速器研究機構（KEK）とDOEとで締結された、「エネルギー分野及びこれに関する分野における研究開発のための協力に関する日本国文部科学省とアメリカ合衆国エネルギー省の間の実施取極に基づく『高エネルギー物理学分野の事業取極』」（2015年10月6日締結）に基づいています。

2017年度の公募以降、本事業は米国エネルギー省（DOE）との共同公募を実施しています。長期的な共同研究を支援・促進するため、2021年度の公募より、提案の研究期間の上限は最長3年に拡大されました。さらに2025年度の公募では、申請予算および研究期間に応じた応募区分が導入され、柔軟性と長期的な計画立案の推進が図られています。

つきましては、以下のとおり2026年度に実施する研究課題について募集します。すでに採択されている課題（継続課題）の再申請も受け付けます。

なお、予算交付が確約されていない時期での公募であることを予めご承知置きください。

1. 事業方針

本事業は、日米研究機関間の実質的協力によって実施される高エネルギー物理学分野の共同研究課題を募集します。

2. 募集対象分野

日米双方が共同研究に関心を持っている現在進行中の高エネルギー物理実験や技術開発に関する提案が対象となります。また、新しい加速器や検出器の研究開発のための提案も対象となります。

募集する対象分野は、主に以下の分野です。

- 1) 現行または将来の高エネルギー物理実験の物理成果をより高めるための研究開発（R&D）

※米国エネルギー省（DOE）は、「HEP 実験」をエネルギー・フロンティア、インテンシティ・フロンティア、コズミック・フロンティアに属する実験として定義しています。詳細は、以下のウェブページをご参照ください。

<https://science.osti.gov/hep/research/>

- 2) 将来の加速器に向けた加速器技術の開発（超伝導空洞やナノビーム技術を含む）
- 3) 高エネルギー物理実験用測定器及びその性能向上に係る研究開発
- 4) 高エネルギー物理に関連する計算技術および高性能計算技術の開発
- 5) 高エネルギー物理実験に応用される技術の開発（人工知能・機械学習(AI/ML)、量子情報科学(QIS)、マイクロエレクトロニクスなど）

※米国では DOE Office of Science (DOE SC)の技術イニシアティブを奨励しています。DOE SC 技術イニシアティブについては以下のウェブページをご参照ください：<https://www.quantum.gov/science/>

- 6) 高エネルギー物理実験の改善に向けた超伝導量子デバイス（例：トランスモン、超伝導空洞、または量子コンピュータ）の応用および改良手法の開発
- 7) 新たな加速器、測定器および実験コンセプトを創出発展させる会議・ワークショップの開催

3. 申請区分（日本側のみ）

いずれの募集対象分野も以下の2区分となります。

申請区分 A：申請する研究期間内における物件費の申請額が、1 年でも 500 万円を超える申請。申請期間は最大 3 会計年度。

申請区分 B：A 以外。申請期間は最大 2 会計年度。

米国との共同公募となった場合、申請期間は日本側と米国側で整合している必要があります。なお、米国との共同公募となった場合においても、日本側のみに申請する課題も受け付けます。これは、共同研究に係わる米国側の資金が日米共同公募とは別の枠組みで措置されるケースに対応するためです。日本側のみへの申請には、米国で進行中の研究に対する課題も含まれます。

4. 申請資格

日本国内の国立大学法人、公立大学法人、私立大学又は文部科学省所管の法人に所属し、研究に従事する者。課題の日本側研究代表者が、日本側への申請者となります。

米国との共同公募となった場合、米国側の申請資格は米国エネルギー省（DOE）の募集要項に従う必要があります。米国側研究代表者は、DOE 所管の研究所に所属する者に限定される可能性があります。ただし、「3. 申請区分」で述べた日本側のみに申請する課題についてはこの限りではありません。

5. 採択期間

採択期間は、申請区分 A は、最大 3 会計年度、申請区分 B は、最大 2 会計年度です。

ただし、採択後の翌年度以降への継続については（1）KEKの予算状況、（2）研究計画の進捗状況、（3）報告書の提出、（4）採択条件の遵守を考慮のうえ決定します。
 なお、次年度以降も、同じまたは類似の研究課題で、当該年度の応募に申請することもできます。

6. 支援対象経費（日本側）

内 訳	物件費	研究に必要な物品の購入費用。レンタカー代、会議・ワークショップ等の参加登録料。
	外国旅費	日本から米国への出張旅費。 出張期間は、2027年3月10日までとします。米国以外への出張には使用できません。また、米国からの研究者の招聘には使用できません。

留意事項：

- ・これらの経費は、人件費、謝金等には使用できません。
- ・KEK以外の共同研究者の大学/機関に購入品を納品する場合は、発注前にKEKの本事業ウェブサイト※に記載された必要な手続きをする必要があります。共同研究者は、本事業予算で購入された物品が所属する大学/機関に納品された際に、納品検収を行う責任を負います。納品検収報告書は納品から5営業日以内にKEKに提出してください。

※ https://www2.kek.jp/kokusai/us_japan/procedure.html

- ・本事業予算による調達は、原則としてKEKで行うものとします。ただし、必要と認められる場合は、共同研究者が所属する米国の大学/機関で調達を行うことができます。その場合、米国の大学/機関に所属する共同研究者は、当該予算を用いた発注の技術的な問題だけでなく、予算の管理・財務の案件についても、日本側研究代表者、所属する大学/機関、KEK間で調整を行う必要があります。
- ・複数年度で採択された課題において、各課題の年度末時点での配分額残額は、KEKの事前承認がない限り、次年度に繰り越すことはできません。

7. 申請書および提出方法

■申請書の内容

以下のものを作成してください。

- ・表紙（KEK指定エクセル様式）
- ・概要（1ページ以内）
- ・研究計画書（申請区分A: 8ページ以内、申請区分B: 5ページ以内）

ページ制限は厳守してください。米国との共同公募となった場合、研究計画書の内容は、原則として日本側と米国側で整合している必要があります。メンバーリスト、予算要求額の表も上記のページ制限に含まれます。

- ・ 予算の正当性 (KEK 指定様式)
- ・ 予算計画 (KEK 指定様式)
- ・ 他の日本側資金リスト (KEK 指定様式)

必要に応じて、補足資料も添付可能です。

様式上で特に指定がない限り、申請書は英語で記述してください。

■ 申請書様式

以下のホームページより申請書一式ダウンロードできます。KEK 指定とあるものは、必ずこちらからダウンロードしたものをご使用ください。

http://www2.kek.jp/kokusai/us_japan/document/joint_call/2026/forms.zip

■ 提出について

日本側申請者は KEK に申請書を提出してください。米国との共同公募となった場合は、米国側申請者は DOE に提出する必要があります。「3. 申請区分」で述べた通り、日本側のみに申請する課題についても受け付けます。申請書は以下の申請書提出先に電子メールにてお送りください。メールサイズは 5MB 未満にしてください。5MB を超える場合は事前に KEK にご連絡ください。

《申請書提出先》

高エネルギー加速器研究機構

研究協力部国際企画課 国際企画第一係 宛

E-mail koryu1@mail.kek.jp

《申請書提出期限》

2025 年 12 月 22 日 (月) 正午 (日本時間)

8. 審査

日本側への申請は KEK が審査します。その後、日米での合同審査を行います。

日本側審査は、日米科学技術協力事業高エネルギー物理学研究計画委員会にて、以下の通り実施します。詳細は、別途申請者に連絡します。

	申請区分A	申請区分B
書類審査	要	要
ヒアリング審査 (2026年1月28日～29日KEKにて実施予定)	要	不要

審査結果は、KEK 及び DOE 合同で開催する日米科学技術協力事業高エネルギー物理学合同委員会 (2026 年 4 月 14 日～15 日開催予定) の後に通知します。

9. 審査基準

■研究課題の科学的技術的価値

- ・ 研究計画の科学的革新性
- ・ 価値のある結果が得られる見込み
- ・ 研究成果が関連する科学分野において、研究の方向性、進展、思考に与える影響
- ・ 同分野の他の取り組みと比較した際の科学的・技術的な価値および独創性
- ・ 影響力のある成果が得られる見込み

■研究方法の適切性

- ・ 革新的な概念、方法を採用しているか。
- ・ 論理的で実現可能であるか。
- ・ 概念的な枠組み、方法、分析の妥当性。また、それらが、十分に発展しており、科学的に有効な結果が得られるか。
- ・ 潜在的問題を認識し、代替法が検討されているか。

■申請者の資質及び資源の適切性

- ・ 独自の設備や能力を活用しているか。
- ・ 過去の実績
- ・ 代表研究機関における研究分担の割合
- ・ 研究計画を遂行するための研究チームの資質
- ・ 環境や設備の適切性

■予算要求額の合理性および適切性

- ・ 予算額と人員の適切性
- ・ 研究計画に対する予算額の合理性および適切性

■共同研究における日米間の責任のバランス

- ・ 日米の責任はバランスが取れているか（両国の研究分担は同等であり、双方で重要な課題に取り組んでいるか）。
- ・ 共同研究における双方の貢献は相乗効果を生んでいるか。どちらか、または両方の独自の能力が活用され、研究内容をより説得力のあるものにしているか。

上記の基準に加え、日本側選考過程では以下も考慮されます。

- ・ 研究内容が「2.募集対象分野」に合致しているか
- ・ 日米間の協力の必要性
- ・ 米国側に対応する申請がない研究課題の合理的理由（日本側のみの公募となった場合は不要です）

10. 成果報告

- ・ 日本側研究代表は、日米科学技術協力事業高エネルギー物理学研究計画委員会において、年度毎の成果報告が必要です。

＜参考：日米科学技術協力事業高エネルギー物理学研究計画委員会＞

日程：2026 年 1 月 28 日～29 日（予定）

場所：高エネルギー加速器研究機構つくばキャンパス

- ・ 日本側または米国側の研究代表者に、日米科学技術協力事業高エネルギー物理学合同委員会での成果報告を依頼する場合があります。

＜参考：日米科学技術協力事業高エネルギー物理学合同委員会＞

日程：2026 年 4 月 14 日～15 日（予定）

場所：Brookhaven National Laboratory

- ・ 日本側研究代表者に、定期（おおむね 5 年毎）開催する日米科学技術協力事業高エネルギー物理学評価委員会での成果報告を依頼する場合があります。次回開催は、2029 年度以降を予定しています。
- ・ 当該研究課題の研究成果は、「日米科学技術協力事業（高エネルギー物理学）/U.S.-Japan Science and Technology Cooperation Program in High Energy Physics」の支援であることを明記してください。

11. 重要な注意事項

共同研究活動においては、研究データおよび知的財産権を適切に取り扱い、相手機関の安全規則を遵守してください。

12. 問合せ先

《申請内容について》

高エネルギー加速器研究機構 研究計画委員会 幹事 戸本 誠

E-mail makoto.tomoto@kek.jp

《提出書類について》

高エネルギー加速器研究機構

研究協力部国際企画課 国際企画第一係 宛

電話 029-864-5132

E-mail koryu1@mail.kek.jp

※ファイルサイズが 5MB を超える場合はご連絡ください。